

連合神奈川「2023 年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

【経済・産業政策】

1. 新型コロナウイルス感染拡大によって大きな打撃を受けた地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と、特定の企業・業種へ偏ることのない支援策の創出や地元観光業のためのマイクロツーリズム（県内移動）に対する支援メニューの拡充を検討すること。あわせて、公共交通事業の継続のために必要な支援策を講じること。

＜新型コロナ関係経済政策 新規＞

（回答）国際文化観光局、産業労働局、県土整備局

県では、キャッシュレス決済により買い物をした際に、ポイントを還元する「かながわ P a y」第2弾の予算額を増額して県内の消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた幅広い事業者を支援しています。

また、県では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、観光需要を喚起し地域経済を活性化させるため、感染状況を考慮しながら、令和2年度から3年度にかけて「かながわ県民割」を実施しました。令和4年度は、4月6日から10月10日まで「かながわ旅割」を、10月11日からは、全国旅行支援「いざ、神奈川！」を実施しています。

また、マイクロツーリズムについて、令和4年度は、神奈川県観光客受入環境整備費補助金において、民間事業者が行うマイクロツーリズム等の商品開発に対して補助を行っています。

なお、令和5年度についても、当該事業の継続を検討しています。

さらに、令和4年6月補正予算により、コロナ禍において燃料価格高騰の影響を受けている一般乗合バスやタクシー事業者に対して、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援しました。

今後も、公共交通の維持・確保に向け、必要な支援を行ってまいります。

2. 公益性の高い上下水道事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備を促進すること。また、県及び県内各市の工業用水事業が抱える課題と対策について共有化をすすめ、事業者が安心して利用できる環境を構築すること。

＜水道事業政策 新規＞

（回答）健康医療局、県土整備局、企業庁企業局

上水道事業について、県では、平成28年に策定した「神奈川県水道ビジョン」において、「技術力の確保」、「水道施設の効率的な管理と健全で安定的な事業運営」及び「応急給水・応急復旧体制の充実」等を目標に掲げ、厚生労働省と連携した地域懇談会の開催や国庫補助金の活用等により水道事業者の基盤強化を支援するとともに、令和2年度には災害時の応援要請に係る連絡調整フローを整理し関係機関と共有するなど、取組を進めてきました。

技術・管理人材の確保にあたっては、適正な職員体制を整備するとともに、これまで培った技術の継承を図るため、研修制度の充実等に取り組むほか、民間団体や教育機関と連

携や、職業としての上下水道の魅力を伝えるため、学生等に情報発信を強化するなどにより、人材の確保・育成に努めてまいります。

また、上下水道事業について、今後も関係機関と合同で訓練を行うなど、相互応援体制の整備促進に取り組んでまいります。

なお、本県では、工業用水道事業を行っておらず、県内市町村では、横浜市及び川崎市が行っています。

3. A I、I o T、I C Tなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて民間企業などにおける研究開発や設備投資がさらに求められることから、特に中小企業におけるD X推進施策を強化すること。また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやI Tリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

＜D X等の産業政策 補強＞

（回答）産業労働局

県では、中小企業におけるD Xを後押しする支援策の一環として、令和3年度から、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトに対する支援を実施しています。令和5年度については、令和4年度事業の実施状況を踏まえ、今後検討してまいります。

また、公益財団法人神奈川産業振興センターに設置している専用相談窓口において、中小企業・小規模企業のI o T等の導入・活用に関する相談に応ずるほか、専門家を派遣して、その企業に最適なI o T等の導入・活用の助言を行っています。

さらに、産業技術短期大学校等において、ロボットやA I等に関する技術を身に付けるための在職者向けの講座や、I o Tに関する技術を習得する求職者向けの職業訓練を実施しており、引き続き産業界のニーズを踏まえたデジタル人材の育成に取り組んでまいります。

また、令和4年度に「製造業におけるD X」をテーマとした訓練カリキュラムを新たに開発するため、検討会を立ち上げて職業訓練に反映することとしています。

4. 2019年9月、台風15号による高波で横浜市金沢区幸浦、福浦両地区で約400社、約750棟が被災し、甚大な被害を被った。こうした事態に備え企業のB C P策定は急務である。しかしB C Pを策定している企業数は増加してきているが、未だ低水準にとどまっている。特に中小企業に対して策定に向けた啓発を進めるとともに、中小企業の経営安定に向けた支援を行うこと。また、公共調達においてB C P策定を求めるなど、中小企業のB C P策定の動機づけ支援強化をはかること。

＜中小企業政策 補強＞

（回答）産業労働局

県では、B C Pの策定を検討している中小企業向けに、無償で中小企業診断士等の専門家を派遣し、コロナ感染症拡大や自然災害等、中小企業が抱える普遍的な課題だけでなく、各企業がそれぞれに抱える課題を示唆するなど、より具体性のあるB C Pの策定に資するための支援を行っています。

また、中小企業におけるBCP策定促進に向けての実践的なセミナーを開催するほか、県のBCP策定マニュアルのホームページをリニューアルし、「入門編」と「応用編」に分けて、中小企業がBCPの策定に取り組みやすくしています。

加えて、県と連携協定を締結している損害保険会社と協力して、感染症にも対応したBCPの啓発リーフレットを作成し、広く配布することで、個々の中小企業にBCPの策定を働きかけていきます。

市町村、商工会・商工会議所、公益財団法人神奈川産業振興センター、保険会社等と連携して、事業継続力強化計画の認定により国の補助金審査において加点される等のメリットを周知するなどしながら、引き続き県内中小企業のBCP策定を促進してまいります。

【雇用・労働政策】

5. セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせてあらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

＜ハラスメント対策に関する政策 新規＞

（回答）産業労働局

令和元年5月の労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となったこと等に伴い、県では、これらの普及啓発を行うため、令和2年度に中小企業のためのパワハラ対策マニュアルを作成し、配布しました。

また、令和3年度は、12月を職場のハラスメント相談強化月間に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会や職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しており、令和4年度も同様の取組を実施予定です。

今後も、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて、普及啓発に取り組んでまいります。

6. 男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方を見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

＜雇用支援政策 継続＞

（回答）福祉子どもみらい局、産業労働局

県では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働関係法規の遵守に関して、県で作成した広報誌やホームページに解説を掲載するとともに、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談により、企業や労働者に助言等を行い、普及啓発に努めています。

また、テレワークは、仕事と家庭の両立を図る上でも有効な方法の一つですが、県では、

新しい生活様式に沿った働き方の定着を図るため、テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費の補助や、テレワークの導入を希望する企業へのアドバイザーの派遣、テレワークに関するセミナー等を行っており、引き続き、誰もがいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、新しい生活様式に沿った働き方の定着を図ってまいります。

さらに、県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「子育て応援団」として認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図っています。

また、子育て初心者の父親の子育てを支援するため、かながわパパ応援サイト「パパノミカタ」を開設し、最新の育児休業制度をはじめとした子育てに関する基礎知識などを情報提供することで、男性の積極的な育休取得の促進に取り組んでいます。

7. 教育現場の労働環境改善のため、策定された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」にもとづき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。特に、教員の多忙化解消に向け重要となる「在校等時間」による勤務時間の管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底すること。

＜教員の働き方に関する政策 継続＞

(回答) 教育局

教員の働き方改革の推進について、県教育委員会では、令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」において、時間外在校等時間の縮減、年次休暇取得の目標日数及び学校閉庁日の設定、部活動の休養日の日数を定めた「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」の遵守の三つを目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化や、年次休暇の取得促進などに取り組んでいます。

県立学校においては、令和2年11月から導入している勤務時間管理システムにより、教員の在校等時間を客観的に把握しており、市町村立小・中学校においても、令和3年10月以降、全ての学校において、在校等時間の客観的把握が行われています。

今後も引き続き、時間外在校等時間の縮減など、指針で掲げた目標が実現されるよう、市町村教育委員会と連携し、具体的な取組を推進してまいります。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、業況が悪化している業種で働く労働者やパート・有期・派遣で働く労働者などの雇用が脅かされている。不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を引き続き徹底させること。

また、若者の雇用・就労の状況も、コロナ禍の影響を大きく受けている。新たな就職氷河期世代を生じさせないためにも若年者雇用対策の強化に取り組むこと。

＜新型コロナ関係雇用政策 継続＞

(回答) 産業労働局

県は、労働関係法規の遵守に関し、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会を確保するため、神奈川県知事、神奈川県労働局長が、県内の経済団体に、雇用調整助成金や産業雇用安定助成金等を活用しての雇用維持について、令和4年6月27日に協力要請を実施しました。この中で、国・県の支援などを積極的に御活用いただき、従業員の雇用を最大限維持するようお願いしました。

さらに、県では、39歳以下の若年者を対象にかながわ若者就職支援センターを運営し、キャリアカウンセリングや、就職活動に必要な基礎知識やノウハウを身につけるためのグループワーク等により、利用者一人ひとりの希望に添った就労支援を実施しています。さらに、コロナ禍における雇用対策として、人手を必要とする企業と失業者等の合同就職面接会や企業相談会を実施するなど、県内企業と求職者のマッチング促進に取り組んでまいります。

【福祉・社会保障政策】

9. 介護支援が必要になった場合の具体的な手続きについて住民の理解が進むよう、地域包括支援センターの認知度向上のための十分な情宣を行うこと。あわせて新たな介護の課題とされるダブルケアや、いわゆる「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」に関する実態調査を行うとともに、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。なお、実態調査については今年1月に行われた厚生労働省の調査と同様な内容で、調査結果を比較・検討することができるようにすること。

＜介護支援政策 新規＞

(回答) 福祉子どもみらい局、教育局

(回答)

県では、県ホームページで地域包括支援センターの一覧を掲載しています。また、インターネットサイト「介護情報サービスかながわ」では、介護保険を利用する手順を掲載するとともに、住所から最寄りの地域包括支援センターを検索することができます。

引き続き、支援を必要とする方が、必要なサービスを受けることができるよう、周知に努めてまいります。

ケアラーは、誰にも相談できずに一人で問題を抱え込んでいたり、本人自身がケアラーということの自覚が無く、周囲が気づきにくいことが課題となっています。身近な地域の方々がケアラーの存在に気づき、適切な支援に繋がっていきけるよう、市町村における実態把握が重要です。特にヤングケアラーについては、市町村が行う調査において、県立高校での調査も実施できるよう、県教育委員会と連携し、市町村の取組を支援してまいります。

政令市及び中核市を除く公立学校では、日頃の子どもたちの様子や教育相談等を通じて、支援が必要な児童・生徒を把握し、スクールソーシャルワーカーを介して、学校外の関係機関等と連携しながら支援してまいります。

県では令和4年度から、ケアラーから様々な相談を受け付ける電話及びLINE相談窓口を設置し、ケアラーに必要な支援につなげる取組を開始するとともに、分野を横断した効果的な支援をするため、支援機関同士のネットワークの構築を行うケアラー支援専門員を設置しています。

10. 児童手当や小児医療費助成などの子育て支援制度については、世帯主の所得により支給の有無が判断されているため、世帯収入や子どもの人数などの諸条件による不公平が生じている。子ども・子育て支援制度については、地域間格差や子供の成育環境などに関わらず一律の制度とするよう見直しを進めるとともに、国への要望を行うこと。

＜子育て支援政策 新規＞

（回答）福祉子どもみらい局

子ども・子育て支援制度について、児童手当のように全国で統一された制度として実施されている場合、県は制度に則って運用しています。また、小児医療費助成のように全国で統一された制度として実施されていない場合、県は国に全国一律の制度とするよう要望しています。

そのほか、県の子ども、子育てへの支援事業としては、待機児童ゼロの達成に向けた保育士など子育て支援人材の確保・育成、保育所の整備や、高等学校等の就学支援金の支給のほか、子どもの貧困対策や児童虐待問題、ひきこもり等の自立支援など、さまざまな事業を実施しています。

このように、県では限られた財源を有効に活用し、社会課題となっている案件に対し、解決に向けた取組を行っており、国が一律で実施する児童手当等の子ども・子育て支援制度において、県独自で所得上限限度額以上の方への手当支給等を行うことは予定していません。

11. 新型コロナウイルス感染症対策についてはウイルスの特性を見極め、その特性に応じた適切な対策を国、県、市と連携して迅速に行うこと。あわせて、今後の感染症対策の基本的な考え方を示すこと。

また、ウイズコロナ・アフターコロナ社会を見据え「地域医療構想」の再検討を行うとともに、引き続き、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。

＜新型コロナ関係医療政策 補強＞

（回答）健康医療局

国は、多くの人は重症化しにくいことが分かったオミクロン株の特性に鑑みて、発生届の提出を高年齢者等ハイリスク者に限定するとともに、療養期間等の見直しを行いました。

今後の新型コロナウイルス感染症対策は、他の疾患と同様に、必要な方に必要な医療を確実に届けていくことが重要だと考えられることから、県では日常的な保健医療体制に段階的に戻していくための検討を着実に進め、新型コロナウイルスとの共存を前提とした「持続可能な医療提供体制」を築いてまいります。

地域医療構想については、厚生労働省が設置した「地域医療構想と医師確保計画に関するワーキンググループ」において議論が行われているところであり、その議論の動向を注視しながら、必要に応じて検討を行ってまいります。

また、保健所等の体制強化についても、努めてまいります。

12. 介護職場等の労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかるため、賃金を含めた抜本的な見直しを行うこと。また、新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる現状にあるため、利用者はもちろん、職員も安心して働くことができる職場環境を構築すること。

＜新型コロナ関係介護政策 補強＞

（回答）福祉子どもみらい局

働き続けることのできる魅力ある職場づくりを支援することは重要であり、県では経営者層に向けたマネジメントセミナーを開催するとともに、社会保険労務士や税理士等の経営アドバイザーを事業所に派遣することなどを通じて、個々の職場環境に応じた具体的な解決を図る取組を進めています。

また、介護サービス事業所が行う要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質の向上の取組を介護報酬で評価するなど、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを作るよう、国に要望しているところです。国においては、令和3年度に介護報酬を改定し、令和4年10月には介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されており、今後も、その動向を注視してまいります。

このほか、介護サービス提供体制確保事業として、新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した介護サービス事業所等における、サービス提供に必要な介護人材の確保や、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができる職場環境の復旧・改善に対して補助を行うほか、今後の介護施設の感染症対応力強化のため、ゾーニング環境等を整備するための経費の支援を行うなど、引き続き支援に取り組んでまいります。

13. 2020年度から5ヵ年の子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の趣旨に沿って、支援を必要としている人のニーズを把握するとともに、ニーズに応じた一時保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を行う施設の充実をはかること。

＜子育て支援政策 補強＞

（回答）福祉子どもみらい局

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村が「幼児期の学校教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」に係るニーズの把握をすることとされており、県は、市町村の取組に対し、必要に応じて助言・援助を行っています。

また、ニーズに応じた保育施設の充実に向けて、県はこれまでも、市町村に対して、施設整備費や運営費の一部を補助するなどの支援を行ってきましたが、引き続き市町村の意向を確認しながら、市町村の取組を支援してまいります。

【社会インフラ政策】

14. 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。また、

上下水道、橋、道路、標識など社会的インフラの維持と長寿命化・老朽化対策として、将来の人口減少の推移に応じて、持続性・安定性を担保すると共に優先順位をつけて整備すること。

＜インフラ政策 新規＞

（回答）総務局、県土整備局、企業庁企業局

県では、県有施設のほか、道路や公園などの都市基盤施設も含め、すべての公共施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するため、「神奈川県公共施設等総合管理計画」を策定しており、この計画のもと、優先順位をつけて、施設の長寿命化や老朽化対策に取り組んでいます。

水道管路などの上水道施設については、計画的に施設の整備を行うとともに、定期的な点検を実施し異常箇所の早期発見に努め、破損・事故の未然防止や機能の維持を図り、必要に応じて補修等を行っています。

また、高所箇所の点検においては、ドローンなどの新技術を活用しており、加えて近年は維持管理に関する新技術の開発・導入が進められておりますので、長寿命化・老朽化対策に活用できる当該技術について調査・検討してまいります。

県が所管する流域下水道では、適切な予防保全と維持管理の効率化を図るため、ICT技術の活用に向け、技術開発の動向などを注視するとともに、導入可能な技術について調査研究をしてまいります。

また、効果的な老朽化対策として、経過年数や健全度による老朽化の度合いを評価するとともに、故障や劣化などによって設備に不具合が発生した場合に利用者や自然環境等を与える影響を考慮し、優先順位をつけて改築更新に取り組んでいます。

道路施設における維持管理用ロボットの導入については、国土交通省の点検支援技術性能カタログ（案）や新技術情報提供システム（NETIS）などを参考に、新技術等の活用を検討してまいります。

また、県管理道路では、「神奈川県道路施設長寿命化計画」に基づき、健全性の診断と、診断結果に基づく修繕などの措置を繰り返すことで、老朽化による事故の未然防止と、施設の長寿命化に取り組んでいます。

15. 避難勧告と避難指示が一本化されたことに伴い、県は市町村の個別避難計画作成の促進を支援するとともに、支援協定の締結など地方自治体間の連携をさらに促進すること。あわせて ICT の活用により情報通信手段の確保や情報提供のあり方など、情報の発信や収集に関わる総合的な取り組みを推進し、県民・市民の自主的避難能力を向上させること。

＜自然災害対策 継続＞

（回答）くらし安全防災局

県では、市町村の個別避難計画の作成状況の調査や事例の周知など、くらし安全防災局と福祉子どもみらい局が連携して個別避難計画作成の促進を支援しています。

また、ICTの活用について、県では、台風の接近など、風水害の危険が高まった場合、県ホームページのトップに特設ページを設ける他、SNSを活用し、迅速かつ適切な避難を呼びかけるなど、きめ細かな情報発信に努めています。

16. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する各種支援施策を拡充させること。特に山間部などに関しては、地域振興と一体となった維持対策をすすめること。

＜交通政策 継続＞

（回答）県土整備局

県では、生活交通確保対策協議会において、生活交通として確保・維持すると協議が調った路線を神奈川県生活交通確保維持費補助金の対象としており、国と協調した支援を行っているところです。今後も引き続き生活交通の確保・維持に努めてまいります。

【環境・エネルギー政策】

17. 太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーの普及を促進すること。普及促進にあたっては各発電設備の特性を踏まえるとともに、県内をいくつかのブロックに分けた上で、各ブロックの地域特性を勘案し、環境性はもとより、経済性や供給安定性等を総合的に検討すること。

あわせて公共施設の取り組みとして、省エネルギー設備への転換促進をはかるとともに、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。また、家庭の取り組みとして、省エネ・高効率の電気機器への買い替え促進に取り組むこと。

＜エネルギー政策 新規＞

（回答）総務局、環境農政局、産業労働局

県では、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、それに基づき、再生可能エネルギーの導入促進の取組を進めています。

各再生可能エネルギーの特性を踏まえ、風力発電や小水力発電の導入ポテンシャルが低い本県で最も導入ポテンシャルがあるのは、屋根置き太陽光発電であることから、引き続き、太陽光発電の導入促進に取り組んでまいります。

県の公共施設等については、「神奈川県公共施設等総合管理計画」に基づき、脱炭素化の取組として、施設の維持更新等において、省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備の設置など、消費エネルギーの省力化や再生可能エネルギーの導入を推進することとしています。

また、県では、県の防災対策の根幹をなす総合計画である「神奈川県地域防災計画（地震災害防災計画）」に基づき、県をはじめとする防災関係機関が、業務継続体制の確保のため、自家発電設備等の整備等に努めることとしており、本方針に基づき取組を進めています。

家庭向けの省エネ家電の買い替え促進については、平成30年度から九都県市で連携して「省エネ家電買替キャンペーン」を毎年度開催しており、家庭内で電気使用量が多い冷蔵庫やエアコンを対象に省エネ性能が高い製品への買替を啓発しています。今後も、九都県市で連携した取組等を通じて家庭部門の二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。

18. 食品ロスを削減し、循環型社会環境を実現するため、食品リサイクル制度の普及啓発を

図ること。併せて賞味期限に関する商習慣の緩和に向けて、引き続き関係者への啓発に取り組むとともに、消費者の理解を深めるための広報活動に取り組むこと。

＜食料品に関する政策 補強＞

（回答）環境農政局

食品リサイクル制度の普及啓発については、県ホームページ「かながわりサイクル情報」等での発信を通じ、普及啓発に取り組んでまいります。

また、食品関連事業者が食品ロス削減のために取り組んでいる、納品期限等を定めた「3分の1ルール」等の商習慣の見直しについても、県ホームページを活用した周知・啓発を行うとともに、県民に対する普及啓発を行うことにより、消費者の理解を促進してまいります。

19. 2050年脱炭素社会の実現に向けて、県は「かながわ気候非常事態宣言」を踏まえた計画の進捗状況の確認と施策の効果を検証すること。また、産学官の連携による環境技術開発等について支援を行うとともに、進捗状況の確認を行うこと。あわせて県内自治体や企業において、実施・計画されている地球温暖化対策の有効な取り組みについて情報発信を行うこと。

＜環境政策 継続＞

（回答）環境農政局

2050年脱炭素社会の実現に向けて、令和5年度に予定している神奈川県地球温暖化対策計画の見直しの際にこれまでの施策の効果を検証してまいります。また、産学官の連携による環境技術開発等への支援についても、引き続き検討を進めてまいります。あわせて、県内自治体や企業における地球温暖化対策の有効な取組についても、情報発信に努めてまいります。

【教育・人権・平和政策】

20. 性的指向や性自認（SOGI）に関する差別やハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備すること。また、県としてのパートナーシップ宣言制度導入に向け、県下パートナーシップ宣言制度未導入自治体に対し、制度導入に向けた働きかけを行うこと。

＜ジェンダー平等政策 新規＞

（回答）福祉子どもみらい局

県では、性的マイノリティの方々に対する理解促進を図るため、企業や児童福祉施設、その他希望する団体等において研修を実施するほか、性的マイノリティの当事者及びその家族、支援者の依頼に応じ、専門的知識を備えた相談員を派遣して相談に応じる派遣型個別相談事業を実施しています。

また、パートナーシップ宣誓制度については、県としては、婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えるため、現時点で導入に向けた検討は考えていませんが、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討し

ている市町村を、引き続き支援してまいります。

21. 国家の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組み、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

＜人権政策 新規＞

（回答）国際文化観光局

北朝鮮による拉致問題は、発生から既に 40 年以上の長い年月が経過し、もはや一刻の猶予も許されない状況です。

黒岩知事は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長として、拉致問題担当大臣に、直接、要望書を提出するなど、一刻も早い全面解決に向けて、日本政府として主体的に取り組むよう要望を行っています。

また、解決に向けた啓発の取組については、「めぐみさんと家族の写真展」の開催や本県にゆかりのある特定失踪者の方のパネル展示のほか、映画「めぐみ」の上映会など県内市町村とも連携して「オール神奈川」で取り組んでいます。

今後も、拉致問題を決して風化させないよう引き続き啓発活動に取り組むことで、拉致問題に対する理解を深め、解決に向けて県民世論を高めてまいります。

22. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。また、教員の欠員を確実に補充するための人材確保に向けた施策を早急に行い、子どもたちの学びを保障すること。

＜教育環境政策 補強＞

（回答）教育局

人的措置に関し、県立高校に対応するスクールカウンセラーについては、令和 4 年度は前年度より 4 人増員して 96 人を配置しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、心のケアを必要とする生徒の増加が考えられるため、スクールカウンセラーの年間勤務日数を増加して、生徒のニーズに対応しています。

県立学校に対応するスクールソーシャルワーカーについては、平成 27 年度から配置を始め、令和 4 年度も拠点校に 30 人を配置しています。

加えて、拠点校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーでは対応が困難なケースや緊急を要するケースに対しては、県教育委員会に配置しているスーパーバイザーが対応し、生徒が安心して学び、学校生活を送ることができるよう、生徒支援に必要な環境を整備しています。

また、政令市を除く公立小・中学校に対応する県スクールカウンセラーについては、すべての公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、県の厳しい財政の状況から、小学校へ単独配置することは困難な状況にあります。

なお、県スクールカウンセラーについては、1 日 7 時間×35 日＝年間 245 時間を基本とし配置していますが、特に令和 3 年度からは、新型コロナウイルス感染症に係るいじめ

や偏見等の防止策として、各学校での相談体制の充実を図るため、年5日分を追加し、年間280時間に配置を拡充しており、今後もこうした状況が継続する限りは配置時間数の確保に努めてまいります。

政令市・中核市を除く公立小・中学校に対応する県スクールソーシャルワーカーについては、平成21年度から教育事務所に配置しており、令和4年度は、配置人数を2人増加して、50人とし、学校と関係機関との連携による対応に努めております。今後の配置については、市町村との役割分担を図りながら、適正な配置となるよう検討してまいります。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、県の個別的提案や、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

次に、スクール・サポート・スタッフについては、令和4年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く公立小学校にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望してまいります。

教員の人材確保に関し、臨時的任用職員及び非常勤職員の登録について、県のたよりにお知らせ記事を掲載することや、教員採用試験の際にお知らせの文書を配付するなど、制度周知に取り組んでいます。加えて、更なる人材の確保を図るため、昨年度から新たに「ペーパーティーチャー研修」を実施し、この研修の中で臨時的任用職員等の登録受付を行うなど、必要な人材を確保できるよう努めています。

23. 県内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体及び関係自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、安全で快適な生活を送れるよう国に要請すること。特に、新型コロナウイルスなど感染症対策での米軍人軍属への国内と同等の対策適用は、県民の健康を守るために切実な課題であり、国に対して確実な改善を求めると同時に、状況に応じて、県から直接現地米軍責任者に徹底を申し入れること。

＜米軍基地に関する政策 補強＞

(回答) 政策局

県は、県と基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、日米地位協定の見直し、航空機騒音対策や離着陸訓練等の禁止、また在日米軍における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の確実な実施に向けた働きかけ及び適時・適切な情報提供について、国に要望しています。引き続き、国に対し、関係自治体と連携して、粘り強く求めてまいります。

24. 政府の「第5次男女共同参画基本計画」の基本理念に基づき、男女平等参画・ジェンダー

平等に関する施策の実効性を把握し、その結果に関する点検を行うこと。点検結果については県民・市民に周知し、必要な施策の改善に取り組むこと。

＜男女共同参画推進に関する政策 補強＞

（回答）福祉子どもみらい局

神奈川県男女共同参画推進プラン（第4次）については、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、本県の取組や指標の現状の数値など、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様に広くお知らせしています。

また、神奈川県男女共同参画審議会によるプランの進捗状況に関する評価を公表するとともに、施策にフィードバックし、プランに位置付けられた目標の達成に向けて着実に事業を遂行してまいります。

25. 市民生活の尊厳と平穏を守る観点から、ヘイトスピーチ規制の実効ある施策及び条例化の取り組みを進めること。

＜人権政策 継続＞

（回答）福祉子どもみらい局

県では、これまで啓発活動等において、「ヘイトスピーチ、許さない。」というメッセージを繰り返し発信してきました。

また、条例制定も含めた実効性のある取組については、先行自治体の条例を研究するほか、「かながわ人権政策推進懇話会」からの意見聴取や、有識者等へのヒアリングを実施してきました。

有識者からは、どのような行為が規制や罰則の対象となるのか、慎重な検討を重ねる必要があるなどの意見や、規制がない現行法制度の下で、条例でどのように実効性を担保していくのか、といった課題について御指摘をいただいています。

そこで、まずは「ヘイトスピーチ、許さない。」という県の姿勢を示すため、令和3年度に「かながわ人権施策推進指針」を改定し、ヘイトスピーチについても施策の方向性をしっかりと位置付けました。

なお、県では、令和元年度から、インターネット上で行われるヘイトスピーチの被害拡大を防ぐため、差別的書込みをモニタリングし、法務局を通じた削除依頼を実施するとともに、ヘイトスピーチでお悩みの方を対象とした弁護士による専門相談窓口を設置し、法律上の支援などを実施しています。

今後とも、ヘイトスピーチの被害を受けた方へのきめ細かな支援や、国等と連携した啓発等を継続して実施することで、不当な差別的言動を許さない社会環境づくりを推進してまいります。

【行財政政策】

26. 成年年齢の引下げによる18歳・19歳の未成年者取消権喪失に伴い、悪徳業者からの被害拡大が懸念されている。県として成年年齢引下げに伴う被害が拡大することのないよう十分な注意喚起を行うとともに、国・県・市と連携し実効性のある施策を速やかに実現すること。

(回答) 暮らし安全防災局

県では、成年年齢引下げによる、若者の消費者トラブルの未然防止の取組として、若者に多く見られる消費者トラブルを題材にした啓発動画の作成・配信や、県内全ての高校、大学等にポスターを配布したほか、成年年齢引下げに関する若者向けの情報サイトを新たに開設するなどの啓発を実施しています。

また、若者への啓発に加えて、見守る立場の保護者に向けて、県教育委員会などと連携した啓発チラシの配布や、啓発動画の配信などの取組も実施しています。

国・県・市の連携については、県が作成した啓発動画を市町村の施設で放映したほか、啓発資料の共同発行などを実施しています。また、国の「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」の一環として、消費者庁の呼びかけで、キャンペーン期間中に啓発ポスターを国・県・市が合同で掲示し、連携して集中的な注意喚起を行いました。

27. デジタル・ディバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて具体的な検討を進めること。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行うこと。

<デジタル行政政策 新規>

(回答) 選挙管理委員会

指定された場所以外での投票を可能とする方法は、インターネット投票のことを指すと思われます。公職選挙法では、投票用紙を一人一枚、投票所で手渡すことにより「一人一票の原則」を担保すること、また選挙人の投票の秘密を守ることなどが求められており、インターネット投票の導入に当たってはこれら選挙制度の根幹的な部分の見直しが必要となります。御要望の内容につきましては、選挙制度の見直しを伴う公職選挙法の改正が必要となることから、国会において議論されるべきことと考えております。

また、郵便等投票制度につきましては、投票当日に投票所で投票を行うことを原則とする公職選挙法の例外的な取扱いであること、及び投票立会人が不在の状況で投票用紙に記載することにより過去に不正が多発したことから、その手続きを綿密かつ厳格に規定しています。その趣旨は、不正の混入を避け、当該制度の濫用を防止し、選挙の公正を確保しようという配慮が必要なことによるものであることから、手続きを厳格に規定することはやむを得ないものと考えております。

なお、郵便等投票制度の対象者の拡大につきましては、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対して公職選挙法の改正を要望しています。

28. デジタル技術の活用による行政サービスの見直しにより、県民生活の利便性向上やデジタル・セーフティネットの構築につなげ、新たなデジタル行政基盤を指向すること。その上で、特にマイナンバーの運用にあたっては公正・公平な社会基盤として必須であることについて、国と連携し県民への周知を進めるとともに、個人情報保護の厳格な保護、なりすまし防止、また個人情報保護委員会の機能強化など、県民の不安を払拭するための個人情報保護策を引き続き講じること。

(回答) 政策局、総務局

全国知事会より、国に対し、マイナンバー制度の意義や、メリット、セキュリティ対策等について、様々な広告媒体を活用して国民に分かりやすく丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解につながるよう取組を強化することを要望しています。

また、本県においては、神奈川県公式サイトにてマイナンバー制度に関する広報を実施しているほか、マイナンバーを取扱う各手続きにおいて適宜御説明をしています。

国では、今後、社会全体のデジタル化に対応していくため、個人情報保護に関する法律を改正し（令和3年5月19日に公布。（以下「改正法」という。）、）これまで各地方公共団体がそれぞれ条例で定めていた各地方公共団体の個人情報保護制度を改め、令和5年4月1日より、改正法による全国的な共通ルールが各地方公共団体にも適用されることとなりました。

今後、県内において、この改正法の全国的な共通ルールをしっかりと運用し、改正法について周知徹底に努めるなどして、県民の不安を払拭するための個人情報保護策を引き続き講じてまいります。

29. 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策をさらに推進すること。また、カスタマーハラスメントに関わる実態調査等を行い、対策に関する研究等をすすめること。

<消費者政策 補強>

(回答) くらし安全防災局、産業労働局

県では、事業者に対する過剰な要求と思われる苦情や相談が県の消費生活相談窓口寄せられた際には、カスタマーハラスメントに繋がることのないよう、丁寧かつ適切に助言をしています。

また、カスタマーハラスメント被害防止に向け、ホームページやSNSを活用して、倫理的な消費者行動について普及・啓発に努めてまいります。

国では、令和2年度に、カスタマーハラスメントも含めた職場のハラスメントに関する実態調査を実施し、その結果等も踏まえ、令和3年度に、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成していることから、これらを参考に適宜対応してまいります。

30. 公契約は地域で働く者の適正な労働条件の確保や、その大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などのステークホルダーに好循環を生み出す仕組みである。県は、すでに公契約条例を制定している自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積等を進め、条例制定の必要性を検証し、公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。また、公契約条例制定の自治体はその効果を検証すること。

<公契約関係政策 継続>

(回答) 産業労働局、県土整備局、会計局

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、「公契約条例の制定も視野に」、この四つの課題に取り組んできました。

その中で、平成 25 年度から実施している「賃金実態調査」では、最低賃金未満の例はなく、さらにデータを蓄積すべく、今後も継続して調査してまいります。

併せて、既に公契約条例を施行している他県に対し、条例への評価についての調査もしています。

このように、これまで県として様々な取組や調査を積み重ねてきましたが、今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、県として公契約に関してどのように進めていくのがよいのか、検討してまいります。